

# 特別養護老人ホーム友愛園

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 第 3470202080 号)

### ◆◆目次◆◆

1	施設経営法人	1
2	施設の概要	1
3	居室の概要	2
4	職員の配置状況	3
5	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6	施設を退所していただく場合	9
7	残置物引取人	1 1
8	事故対応について	1 1
9	褥瘡発生の防止	1 1
1 0	感染症対策について	1 2
1 1	秘密保持について	1 2
1 2	サービス提供の記録について	1 2
1 3	身体拘束について	1 2
1 4	苦情の受付について	1 3



## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 広島良城会
- (2) 法人所在地 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号
- (3) 電話番号 (082) 848-2626
- (4) 代表者氏名 理事長 城谷 良文
- (5) 設立年月日 昭和48年5月11日

## 2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように援助します。

当施設は、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービス提供に努めます。

当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 友愛園
- (4) 施設の所在地 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号
- (5) 電話番号 (082) 848-2626
- (6) 施設長（管理者）氏名 城谷 和代
- (7) 当施設の運営方針

当施設はお年寄りが敬愛され、且つ、健全で安らかな生活が保障されるよう努めます。充実した設備と自然環境の中で、ゆとりとあたたかい愛情に包まれて毎日を過ごしていただけるよう努めます。

### (8) 入所基準

原則として、要介護区分3～5に認定された40歳以上の方

- ※1 入所判定会議により、入所の緊急性等を考慮し入所判定する場合があります。
- ※2 要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

- (9) 入所定員 90人
- (10) 開設年月日 昭和49年9月2日

### 3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人部屋、2人部屋、個室がございますが、ご契約者の心身の状況や居室の空状況により入居部屋の決定をします。

北館 居室種類	室数	備考
1階2人部屋	4室	多床室
1階1人部屋	3室	従来型個室
2階2人部屋	7室	多床室
2階1人部屋	4室	従来型個室
3階2人部屋	8室	多床室
3階1人部屋	4室	従来型個室
南館 居室種類	室数	備考
2階4人部屋	12室	多床室
2階2人部屋	1室	多床室
2階1人部屋	1室	従来型個室
合計	44室	100床（10床は短期専用床）
食堂兼ダイルーム	1カ所	
食堂	4カ所	
ダイルーム	1カ所	
機能訓練室	1カ所	
浴室	1室	一般・機械浴室
医務室	1室	
静養室	2室	4床
洗面所	4カ所	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況、他の入所者の身体状況による居室入所等の理由を勘案し、施設でその可否を決定します。また、ご契約者やご家族にご相談の上決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	友愛園の定数	指定基準
施設長（管理者）	1名	常勤1名
介護職員	36名	看護職員含めた33名
生活相談員	3名	入所者100名に1名
看護職員	5名	3名
機能訓練指導員	1名	1名以上
介護支援専門員	1名	入所者100名に1名
医師	1名（嘱託医師）	人数定めなし
管理栄養士	1名	1名以上

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤務体制
医師（内科）	週2日 14:00～15:00
介護職員	早出 7:00～16:00 4名
	日勤 9:00～18:00 5～6名
	遅出 10:00～19:00 4名
	夜勤 16:30～翌9:30 4名
看護職員	8:30～17:30
機能訓練指導員	8:30～17:30

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご契約者が負担される場合

があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要>

##### ①居室の提供

##### ②食事

- ・ 当施設では、委託業務によりますが、管理栄養士のもと栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30~8:30 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~19:00

※ 食事時間及び食事場所については、外出時やご契約者の身体の状況等により変更することができます。

##### ③栄養マネジメント

- ・ 入所者一人ひとりの栄養管理を行うため、栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを行います。

##### ④入浴

- ・ 入浴は週2回行います。入浴が困難な方は清拭を行います。
- ・ 身体に障害のある方も機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ⑤排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ⑥個別機能訓練

- ・ 機能訓練指導員を配置し、多職種協働により利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、訓練を行います。

##### ⑦健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

##### ⑧その他自立への援助

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 自立支援のため、できる限り離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（30日あたり）>（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい（サービスの利用金額は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）。

（上段：従来型個室 下段：多床室 /円）

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. 要介護度サービス料金	233,139	258,156	284,240	309,257	333,919
2. うち、介護保険から 給付される金額	209,825	232,340	255,816	278,331	300,527
3. サービス利用に係る自己 負担額(1割の場合)注1	23,314	25,816	28,424	30,926	33,392
4. 居室に係る自己負担額	36,930 (1,231×30)				
	27,450 ( 915×30)				
5. 食事に係る自己負担額	43,350 (1,445×30) (個室/多床室 共通)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	103,594	106,096	108,704	111,206	113,672
	94,114	96,616	99,224	101,726	104,192

※上記に加え、初期加算(1日約36円、入所日から30日分が限度・1カ月を超える入院後の再入所を含む)、安全対策体制加算(入所時1回限り、約24円)、褥瘡マネジメント加算(1カ月約4円～約16円※状態によります)をご負担頂きます。

注1：一定以上の所得のある方の自己負担割合が、2割又は3割になる場合があります。但し月々の利用者負担には上限があるため、全ての方の負担が2倍、3倍になるわけではありません。

- ☆ この他に、対象のご利用者のみ必要となる加算が有ります(療養食、看取り等)。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
- ☆ ご利用者が短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく、1日あたりの利用料金は約293円です。(契約書第18条、21条参照)

◇ 当施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		利用者負担	居 住 費		食 費
			多床室(相部屋)	従来型個室	
生活保護受給者		第 1 段階	0 円	380 円	300 円
世帯の 全員が 市町村 民税を 課税さ れてい ない方	高齢福祉年金受給者				
	合計所得金額と公的年金等 収入額の合計が 80 万円以 下の方	第 2 段階	430 円	480 円	390 円
	上記第 2 段階以外の方	第 3 段階①	430 円	880 円	650 円
第 3 段階②		430 円	880 円	1,360 円	
上記以外の方		第 4 段階	915 円	1,231 円	1,445 円

☆実際の負担額は、日額で設定されます。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

月に 1～2 回、出張理美容による美容（理髪）サービスをご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 1,900 円

②ふれあい喫茶

園内にある喫茶店を各 150 円～200 円にてご利用いただけます。

③預かり金管理料

お預かりした通帳や現金を管理し、毎月ご利用明細をお送りする等のための費用として、月額 500 円をご負担いただきます。

④電気使用料

個人的にテレビ、ラジオ等の電化製品をご利用される場合、1 日 50 円をご負担いただきます。

⑤レクリエーション・クラブ活動・その他行事

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動、その他行事に参加していただくことができます。なお、行事により一部自己負担をしていただく場合がございます。



《主な年間行事予定》

	行事とその内容（例）	備 考
4月	お花見、誕生日会	平和公園・造幣局 等
5月	誕生日会	
6月	誕生日会	
7月	七夕、誕生日会	七夕の飾りつけ等
8月	誕生日会、夏まつり、盆法要	
9月	開園記念式典、敬老会、お彼岸法要、誕生日会	
10月	誕生日会、遠足	
11月	誕生日会	
12月	クリスマス会、忘年会 誕生日会	餅つき
1月	新年互礼会、獅子舞、誕生日会	
2月	節分、誕生日会	豆まき等
3月	ひな祭り、お彼岸法要、誕生日会	

《月間行事》

誕生日会：その月のお誕生者のお祝い会をします。

ドライブ：少人数で近隣の公園等にドライブに出かけます。

食事会：少人数で外食をします。

法 話：住職による読経。

大衆演劇：少人数で観劇鑑賞に出かけます。

その他：防災訓練、ボランティアさんによる慰問 等

《クラブ活動》

歌唱、民踊、カラオケ、詩吟、習字 等

### (3) 利用料金のお支払方法

前記(1)の料金は、1カ月ごとに精算しご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金払い  
イ. 下記指定口座への振込み  
広島銀行 祇園支店 普通預金  
口座番号：1125766  
口座名義：社会福祉法人広島良城会 理事長 城谷良文 K

### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、施設内に設置された医務室で、嘱託医による診察や治療ができます。またご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。)

#### ①協力医療機関

医療機関の名称	城谷内科医院
所在地	広島市安佐南区相田 2-4-19
診療科	内科

医療機関の名称	日比野病院
所在地	広島市安佐南区伴東 7-9-2
診療科	脳神経外科・内科

医療機関の名称	斉藤内科医院
所在地	広島市安佐南区大塚西 4-8-31
診療科	内科

医療機関の名称	広島共立病院
所在地	広島市安佐南区中須 2-20-20
診療科	総合

#### ②協力歯科医療機関

医療機関の名称	大原駅前歯科
所在地	広島市安佐南区伴東 7-59-1

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

(1) 当施設との契約では契約を終了する期日は定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が、自立、要支援または要介護1・2と判定された場合。（但し、契約者が引き続き入所を希望される場合は、特例入所の要件に該当している必要があります。）
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームが閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。）

(2) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する1週間前までに解約届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3カ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(4) 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

② 上記を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3カ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はございません。

③ 3カ月以内の退院が見込まれない場合

3カ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の所定料金については介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意をいただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

#### (5) 円滑な退所のための援助

ご契約者が友愛園を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 7. 残置物引取人

契約締結にあたり、残置物引取人を定めることができます。

当施設は入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品をご契約者自身が引き取れない場合、残置物引受人に連絡のうえ、所持品を引き取っていただきます。  
※入所契約締結時に残置物引受人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

### 8. 事故対応について

当施設における事故の対応については次のとおりとします。

- (1) 事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- (3) 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。
- (4) 施設長を長とする事故対策委員会及び職員研修会を年2回以上開催し、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

### 9. 褥瘡発生の防止

- (1) 事業所は施設サービスの提供にあたって褥瘡が発生しないように、適切な介護（体位変換、栄養ケア、身体の清潔、褥瘡予防具の使用等）を行います。
- (2) 褥瘡発生の防止のためのケア検討委員会及び職員に対する研修を定期的 to 実施します。

## 10. 感染症対策について

- (1) 事業所は施設サービスの提供にあたって感染症や食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針を定め、感染症対策ケア委員会を概ね3カ月に1回開催します。
- (2) 感染症対策ケア委員会の結果を職員に周知徹底するとともに、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に関する研修を年2回以上実施します。
- (3) 感染症や食中毒の発生が疑われる場合は、事業所が定める感染症対策マニュアル及び厚生労働大臣が定める対処手順に沿って対応をします。

## 11. 秘密保持について

事業所は、業務上知り得た利用者及び代理人もしくはその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、本契約に基づく入所利用中及び入所利用終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、退所後の居宅介護支援事業者、もしくは他施設等との連絡調整等において必要な場合は、関係者以外の者に漏れることがないように細心の注意を払い、個人情報を使用した会議名、相手方、内容などについての記録を残すことを条件に事業者は個人情報を利用できるものとします。

## 12. サービス提供の記録について

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた「施設サービス計画書」等の必要事項を記入します。
- (2) 当施設は一定期間ごとに「施設サービス計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況に関する「施設介護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 当施設は、前記「施設介護記録書」その他の記録を作成完了後5年間は適正に保管し利用者の求めに応じて閲覧に供します。

## 13. 身体拘束について

- (1) 事業所は施設サービスの提供に当って、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) 事業所は緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また併せて、利用者またはその家族に対して事前に口頭および文章による説明を行い、文章による同意を得ます。
- (3) 施設長を長とするケア検討委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

## 14. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 特別養護老人ホーム友愛園 (082)848-2626
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

(苦情解決に向けて)

社会福祉法人広島良城会が設置する特別養護老人ホーム友愛園を含む全ての事業所が提供するサービスに対する苦情に適切に対応するため、次のとおり苦情解決責任者、苦情受付担当者を定めております。なお苦情解決の方法は、以下のとおりです。

	(所属部署)	(職名)	(氏名)
1 苦情受付責任者	特養	生活相談員	池島 剛
2 特別処理委員会	委員長	理事長	城谷 良文
(苦情解決責任者)	副委員長	施設長	城谷 和代
	特養	看護主任	上原 小百合
	〃	生活相談員	荒木 聖司
	〃	介護支援専門員	横村 良暁
	短期入所	生活相談員	秋田 孝平
	特養	管理栄養士	津田 沙織
	〃	事務員	保本 貴子
	デイ	生活相談員	中村 麻子
3 第三者委員	伴東社会福祉協議会役員		角田 節子
	(住所：広島市安佐南区伴東 8-30-20 ☎(082)848-3629)		
	伴東社会福祉協議会役員		西村 昌平
	(住所：広島市安佐南区伴東 8-55-10 ☎(082)848-3233)		

### 4 苦情解決の方法

#### (1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面により苦情受付担当者が随時受け付けます。

#### (2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と施設長及び第三者委員に報告いたします。施設長及び第三者委員は内容を確認し、苦情等申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

#### (3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情等申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情等申し出人は、特別処理委員もしくは第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、特別処理委員もしくは第三者委員の立会いによる話し合いは、次のとおり行います。

- ア 苦情の内容の確認
- イ 解決案の調整、助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(4) 都道府県運営適正化委員会の紹介

本事業所で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることができます。

【広島県社会福祉協議会連絡先】

(住 所) 広島市南区比治山本町 1 2 - 2

(電話番号) (082) 254-3419

(2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市安佐南区 厚生部福祉課高齢介護係	所在地 広島市安佐南区中須 1-38-13 ☎(082)831-4943 受付時間 8:30~17:00
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町 19-49 ☎(082)554-0770 受付時間 8:30~17:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町 12-2 ☎(082)254-3411 受付時間 8:30~17:00

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）友愛園

説明者職名..... 氏名..... ㊟

私は、本書面に基づいて事業者からの重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者 氏名..... ㊟

代理人 氏名..... ㊟